Ｆ Ａ Ｘ 公 文

東海２第 ８７９ 号
令和３年３月２４日

支 部 長　　様

東 海 税 理 士 会
会 長　太 田 直 樹
（公印省略）

事業再構築補助金について（周知依頼）

平素は本会会務運営にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標題の件につき中小企業庁から日税連あて会員への周知依頼がありましたので、貴支部におかれましては支部会員への周知方お願いいたします。

以上

日連２第 1414 号
（業２第 219 号）
令和３年３月 24 日

税理士会会長　様

日本税理士会連合会
会長　神津　信一
（公印省略）

事業再構築補助金について（周知依頼）

標題に関し、中小企業庁より、中小企業等事業再構築促進事業として、コロナ影響下の経済社会の変化に対応するため、新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等の事業再構築に意欲を有する中小企業等を支援することを目的とする「事業再構築補助金」について、周知及び認定経営革新等支援機関による事業者のサポート依頼がありました。

これは、申請前の直近６か月間のうち、任意の３か月の合計売上高が、コロナ以前（2019 年又は 2020 年１～３月）の同３か月の合計売上高と比較して 10%以上減少している場合に、国の公表する「事業再構築指針」に沿って事業再構築に係る事業計画を認定経営革新等支援機関と策定し、申請することで、採択された場合に補助金を受けられるものです。

公募は３月下旬開始予定であり、申請は電子申請に限られ、申請者自身が補助金申請サイト jGrants から申請する必要があるため、「G ビズ ID プライムアカウント」の事前取得が必要となること（認定経営革新等支援機関が代理申請することはできません）、また、事業計画の策定に際し、認定経営革新等支援機関の関与が必須となりますので、貴会において添付リーフレット等を活用のうえ、会員に周知くださるようお願いします。

＜参考＞
・経済産業省ホームページ
事業再構築補助金
https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_saikoutiku/index.html
事業再構築補助金リーフレット
https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_saikoutiku/pdf/jigyo_saikoutiku.pdf?0309
・補助金申請｜jGrants
https://jgrants.go.jp/

収受
3.3.18
日本税理士会連合会

令和3年3月 17 日

日本税理士会連合会　御中

中小企業庁　経営支援部　技術・経営革新課

平素より中小企業・小規模事業者施策の推進にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和2年度三次補正予算として計上した「中小企業等事業再構築促進事業」を執行するにあたり、下記点について、認定経営革新等支援機関のご協力をお願いさせていただきます。

① 事業計画策定時の事業者のサポート
② 補助事業期間の事業者のサポート
③ 補助事業期間終了後の事業者のサポート

つきましては、下記のとおり、貴会の格別のご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

以下に記載しております3点の事項について、貴会傘下の各税理士会及び各税理士会に登録されている税理士の皆様に対してご展開いただき、「中小企業等事業再構築促進事業」の執行にあたり、ご協力をお願いいたします。

なお、別途、認定経営革新等支援機関向けに参考資料を作成しておりますので、改めて共有させていただきます。

① 事業計画策定時の事業者のサポート

本補助金の審査は、申請された事業計画を基に行われます。採択されるためには、合理的で説得力のある事業計画を策定する必要がありますので、認定経営革新等支援機関におかれましては、事業計画について、申請予定者の策定支援をお願いいたします。

具体的には、申請予定者が作成する事業計画について、事業再構築指針に則ったものであり、かつ事業再構築の必要性や計画の具体的内容等が十分であることをご確認ください。

なお、事業計画の作成及び実行については、申請者が責任をもって行うものであり、認定経営革新等支援機関には、悪意・重過失以外の責任は原則発生しません。ただし、採択となった案件については、事業者の商号又は名称（法人番号を含む）、事業計画名等とともに認定経営革新等支援機関の名称及び担当者名等が公

表され、事業者の事業目標の達成度も併せて公表されることとりますのでご留意ください。

② 補助事業期間の事業者のサポート

本事業については、交付決定後の1年程度の間（＝補助事業期間）で設備の購入等を行うこととなります。認定経営革新等支援機関におかれましては、採択された事業者が、策定した事業計画に沿って事業を実施しているかについて、事業者から相談があった場合には、必要に応じて、アドバイス等をお願いいたします。

なお、本事項については、必ずしも計画策定を担当した全ての事業者にプッシュ型でのサポートをお願いするものではございません。

③ 補助事業期間終了後の事業者のサポート

事業計画は、補助事業期間終了後も事業再構築補助金事務局がフォローアップを行います。事業者には、補助事業終了後5年間、経営状況等について、年次報告が求められます。

フォローアップ項目の例としては、i）事業者の経営状況や事業化状況の確認、ii）本事業で取得した財産の管理状況の確認（会計検査への対応含む）が挙げられます。フォローアップへの対応については、基本的に事業者自身が行うことを想定しておりますが、認定経営革新等支援機関におかれましては、事業者から相談があった場合には、必要に応じて、アドバイス等をお願いいたします。

なお、本事項については、必ずしも計画策定を担当した全ての事業者にプッシュ型でのサポートをお願いするものではございません。

○経済産業省　事業再構築補助金特設サイト
https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_saikoutiku/index.html

以上

経済産業省

中小企業庁

事業再構築補助金の概要

（中小企業等事業再構築促進事業）

令和３年２月15日

中小企業庁

【注意!!】公募開始に向けた調整の結果、事業内容が変更される場合があります。
最新情報については、中小企業庁ホームページをご確認ください。

１．事業目的、申請要件

２．予算額、補助額、補助率

３．中小企業の範囲、中堅企業の範囲

４．補助対象経費

５．事業計画の策定

６．補助金支払までのプロセス、フォローアップ

７．事前着手承認制度

８．準備可能な事項

９．注意事項

１０．事業再構築の事例

１１．Ｑ＆Ａ

１．事業目的、申請要件

- ポストコロナ・ウィズコロナの時代の経済社会の変化に対応するため、中小企業等の思い切った事業再構築を支援することで、日本経済の構造転換を促すことを目的とします。
- コロナの影響で厳しい状況にある中小企業、中堅企業、個人事業主、企業組合等を対象とします。申請後、審査委員が審査の上、予算の範囲内で採択します。

主要申請要件

１．売上が減っている

- 申請前の直近６か月間のうち、任意の３か月の合計売上高が、コロナ以前（2019年又は2020年１～３月）の同３か月の合計売上高と比較して10%以上減少している。

２．事業再構築に取り組む

- 事業再構築指針に沿った新分野展開、業態転換、事業・業種転換等を行う。

３．認定経営革新等支援機関と事業計画を策定する

認定経営革新等支援機関：https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/

- 事業再構築に係る事業計画を認定経営革新等支援機関と策定する（７ページもご参照ください）。補助金額が3,000万円を超える案件は金融機関（銀行、信金、ファンド等）も参加して策定する。金融機関が認定経営革新等支援機関を兼ねる場合は、金融機関のみで構いません。
- 補助事業終了後３～５年で付加価値額の年率平均3.0%(グローバルV字回復枠は5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(同上5.0%)以上増加の達成を見込む事業計画を策定する。

※付加価値額とは、営業利益、人件費、減価償却費を足したものをいう。

２－１．予算額、補助額、補助率（通常枠、卒業枠、グローバルV字回復枠）

- 予算額として、令和２年度第３次補正予算で、１兆1485億円が計上されています。
- 補助金の公募は、１回ではなく、令和３年度にも複数回実施する予定です。

中小企業

通常枠：　補助額　100万円～6,000万円　　補助率　２／３

卒業枠：　補助額　6,000万円超～１億円　　補助率　２／３

卒業枠とは

400社限定。事業計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業から中堅企業へ成長する事業者向けの特別枠。

中堅企業

通常枠：　補助額　100万円～8,000万円　　補助率　１／２（4,000万円超は１／３）

グローバルV字回復枠：　補助額　8,000万円超～１億円　　補助率　１／２

グローバルV字回復枠とは

100社限定。以下の要件を全て満たす中堅企業向けの特別枠。

① 直前6か月間のうち任意の３か月の合計売上高がコロナ以前の同３か月の合計売上高と比較して、15%以上減少している中堅企業。

② 補助事業終了後３～５年で付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額の年率5.0%以上増加を達成を見込む事業計画を策定すること。

③ グローバル展開を果たす事業であること。

２－２．予算額、補助額、補助率（緊急事態宣言特別枠と通常枠の加点）

- 令和３年の緊急事態宣言により深刻な影響を受けた中小企業等については、「緊急事態宣言特別枠」を設け、補助率を引き上げます。
- 「特別枠」で不採択となったとしても、加点の上、「通常枠」で再審査しますので、特別枠へ応募された方は、その他の方に比べて採択率が高くなる可能性があります。

緊急事態宣言特別枠の対象となる事業者

【要件】

通常枠の申請要件（P.２参照）を満たし、かつ緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和３年１～３月のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で30%以上減少している事業者。

※要件に合致すれば、地域や業種は問いません。

従業員数	補助金額	補助率
５人以下	100万円～500万円	中小企業：３/４ 中堅企業：２/３
６~20人	100万円～1,000万円	
21人以上	100万円～1,500万円	

「特別枠」に申請されて、不採択となった事業者については、加点の上、通常枠で再審査いたします。
なお、上記の要件を満たす事業者で、「通常枠」のみに申請された場合でも、加点措置を行います。

【注】「緊急事態宣言特別枠」には、採択件数に限りがあります。

３．中小企業の範囲、中堅企業の範囲

- 中小企業の範囲は、中小企業基本法と同様です。
- 中堅企業の範囲は、現段階では調整中ですが、資本金10億円未満となる見込みです。

中小企業の範囲

製造業その他：	資本金３億円以下の会社	又は	従業員数300人以下の会社及び個人
卸売業：	資本金１億円以下の会社	又は	従業員数100人以下の会社及び個人
小売業：	資本金５千万円以下の会社	又は	従業員数50人以下の会社及び個人
サービス業：	資本金５千万円以下の会社	又は	従業員数100人以下の会社及び個人

【注１】大企業の子会社等の、いわゆる「みなし大企業」は支援の対象外です。

【注２】確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える場合は、中小企業ではなく、中堅企業として支援の対象となります。

【注３】企業組合、協業組合、事業協同組合を含む「中小企業等経営強化法」第2条第1項が規定する「中小企業者」や、収益事業を行う等の要件を満たすNPO法人も支援の対象です。

中堅企業の範囲

中小企業の範囲に入らない会社のうち、資本金10億円未満の会社（調整中）

４．補助対象経費

- 本補助金は、基本的に設備投資を支援するものです。設備費のほか、建物の建設費、建物改修費、撤去費、システム購入費も補助対象です。
- 新しい事業の開始に必要となる研修費、広告宣伝費・販売促進費も補助対象です。

補助**対象**経費の例

【主要経費】

●建物費（建物の建築・改修に要する経費）、建物撤去費、設備費、システム購入費、リース費

【関連経費】

●外注費（製品開発に要する加工、設計等）、技術導入費（知的財産権導入に係る経費）

●研修費（教育訓練費等）、広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）

●クラウドサービス費、専門家経費

【注】「関連経費」には上限が設けられる予定です。

補助**対象外**の経費の例

●補助対象企業の従業員の人件費、従業員の旅費

●不動産、株式、公道を走る車両、汎用品（パソコン、スマートフォン、家具等）の購入費

●販売する商品の原材料費、消耗品費、光熱水費、通信費

５．事業計画の策定

- 補助金の審査は、事業計画を基に行われます。採択されるためには、合理的で説得力のある事業計画を策定することが必要です。
- 事業計画は、認定経営革新等支援機関と相談しつつ策定してください。認定経営革新等支援機関には、事業実施段階でのアドバイスやフォローアップも期待されています。

事業計画に含めるべきポイントの例

- 現在の企業の事業、強み・弱み、機会・脅威、事業環境、事業再構築の必要性
- 事業再構築の具体的内容（提供する製品・サービス、導入する設備、工事等）
- 事業再構築の市場の状況、自社の優位性、価格設定、課題やリスクとその解決法
- 実施体制、スケジュール、資金調達計画、収益計画（付加価値増加を含む）

具体的な審査項目は公募要領に掲載予定です。事業化に向けた計画の妥当性、再構築の必要性、地域経済への貢献、イノベーションの促進などが審査項目となる可能性があります。

認定経営革新等支援機関とは

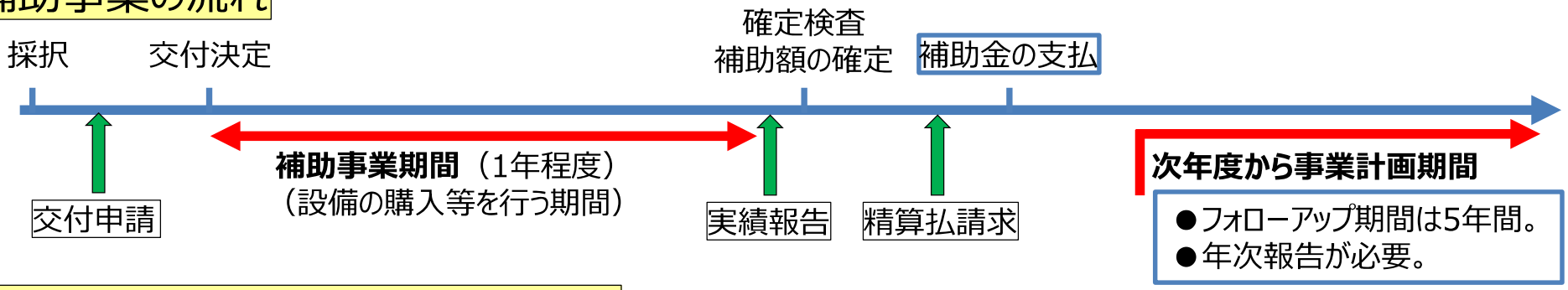
https://ninteishien.force.com/NSK_CertificationArea

- 認定経営革新等支援機関とは、中小企業を支援できる機関として、経済産業大臣が認定した機関です。
- 全国で３万以上の金融機関、支援団体、税理士、中小企業診断士等が認定を受けています。
- 中小企業庁のホームページで、認定経営革新等支援機関を検索することが可能です。

６．補助金支払までのプロセス、フォローアップ

- 補助金は、事業者による支出を確認した後に支払われます。概算払制度を設ける予定ですが、補助金交付要綱等に基づき、使途はしっかりと確認することとなります。
- 事業計画は、補助事業期間終了後もフォローアップします。補助事業終了後５年間、経営状況等について、年次報告が必要です。補助金で購入した設備等は、補助金交付要綱等に沿って、厳格に管理することとなります。

補助事業の流れ



事業終了後のフォローアップ項目の例

●事業者の経営状況、再構築事業の事業化状況の確認

※「卒業枠」では、事業計画期間終了後、正当な理由なく中堅企業へ成長できなかった場合、補助金の一部返還を求める予定です。

※「グローバルV字回復枠」では、予見できない大きな事業環境の変化に直面するなどの正当な理由なく付加価値目標が未達の場合、補助金の一部返還を求める予定です。

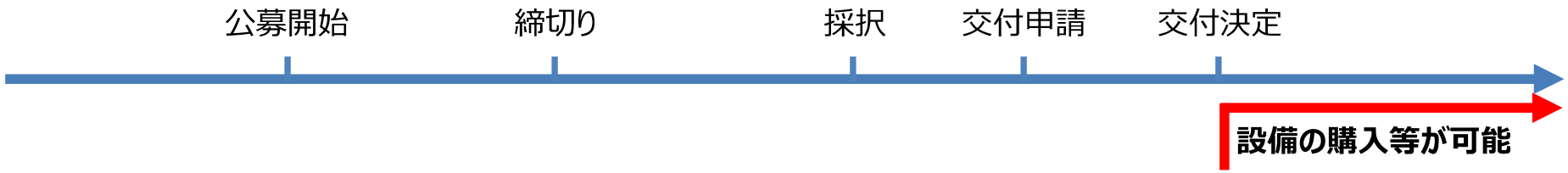
●補助金を活用して購入した資産の管理状況の確認、会計検査への対応

※不正、不当な行為があった場合は、補助金返還事由となります。不正があった場合は、法令に基づく罰則が適用される可能性があります。

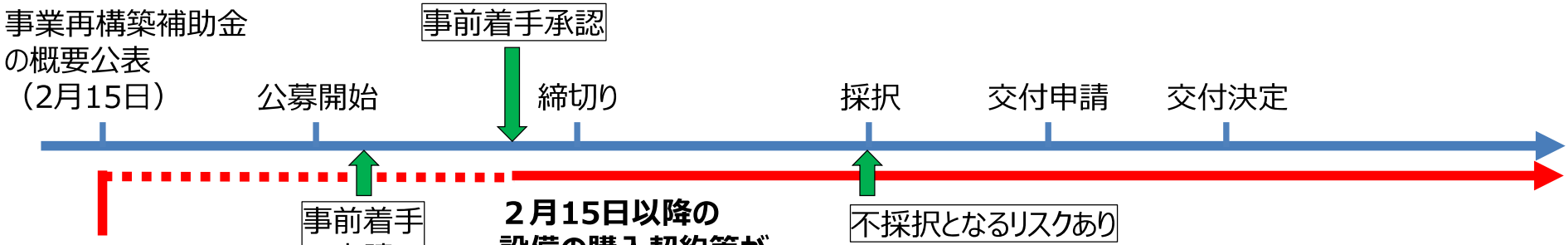
７．事前着手承認制度

- 補助事業の着手（購入契約の締結等）は、原則として交付決定後です。
- 公募開始後、事前着手申請を提出し、承認された場合は、２月15日以降の設備の購入契約等が補助対象となり得ます。ただし、設備の購入等では入札・相見積が必要です。また、補助金申請後不採択となるリスクがありますのでご注意ください。

１．通常の手続の流れ



２．事前着手を実施する場合



※ 公募要領を理解いただく必要あり。

※ 補助対象期間は、2月15日までさかのぼることができます。

注意!!

※２次公募以降、事前承認制度は変更となる可能性があります。

８．準備可能な事項

- 公募開始は本年３月となる見込みです。
- 申請は全て電子申請となりますので、「GビズIDプライムアカウント」が必要です。
- 現段階で申請を考えておられる事業者は、事業計画の策定等の準備を進めることが可能です。

現段階で準備可能な事項

●電子申請の準備

申請はjGrants（電子申請システム）での受付を予定しています。 GビズIDプライムアカウントの発行に２～３週間要する場合がありますので、**事前のID取得をお勧めします**。

GビズIDプライムアカウントは、以下のホームページで必要事項を記載し、必要書類を郵送して作成することができます。 https://gbiz-id.go.jp/top/

●事業計画の策定準備

一般に、**事業計画の策定には時間がかかります**。早めに、現在の企業の強み弱み分析、新しい事業の市場分析、優位性の確保に向けた課題設定及び解決方法、実施体制、資金計画などを検討することをお勧めします。

●認定経営革新等支援機関との相談

必要に応じて、早めに認定経営革新等支援機関に相談してください。認定経営革新等支援機関は、中小企業庁ホームページで確認できます。

９．注意事項

- 内容が異なる別の事業であれば、同じ事業者が異なる補助金を受けることは可能です。ただし、同一事業で複数の国の補助金を受けることはできません。複数回、事業再構築補助金を受けることはできません。
- 不正、不当な行為があった場合は、補助金返還事由となります。不正があった場合は、法令に基づく罰則が適用される可能性がありますので、十分ご注意ください。

注意事項の例

●事業者自身による申請をお願いします

事業計画は、認定経営革新等支援機関と作成することとなります。ただし、補助金の申請は、事業者自身が行っていただく必要があります。申請者は、事業計画の作成及び実行に責任を持つ必要があります。

電子申請について不明な点等がございましたら、事業再構築補助金のコールセンター（今後開設予定）にお問い合わせください。

【参考】「GビズID」ヘルプデスク 0570-023-797、「Jグランツ」経済産業省問合せ窓口 mail：jgrants@meti.go.jp

●事業計画には審査があります

本事業では、提出いただいた事業計画を外部有識者からなる審査員が評価し、より優れた事業計画を採択します。不採択となる可能性があることにご注意ください。

●悪質な業者への注意

事業計画の策定等で外部の支援を受ける際には、提供するサービスと乖離した高額な成功報酬を請求する悪質な業者にご注意ください。

１０．事業再構築の事例

【ご案内】事業再構築の定義等については、今後策定される「事業再構築指針」をご参照ください。
ここでご紹介する事例は、実際に中小企業が企画していたり、実施していたりするものです。

１０－１．飲食業での活用例（業態転換）

飲食業

コロナ前

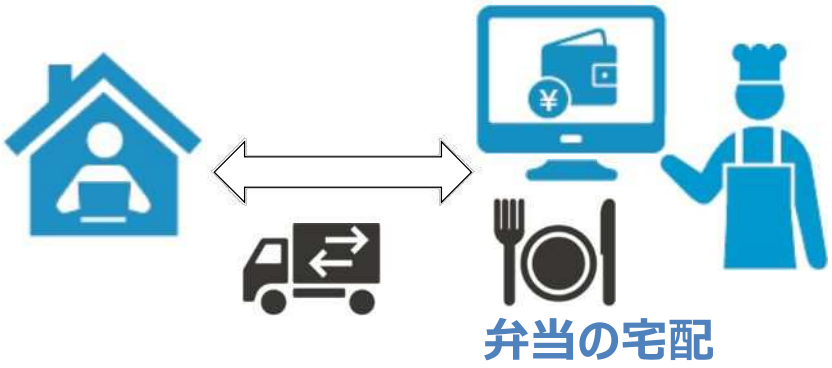
居酒屋を経営していたところ、
コロナの影響で売上が減少



業態転換

コロナ後

店舗での営業を廃止。
オンライン専用の**弁当の宅配事業を新たに開始**。



補助経費の例：店舗縮小に係る**建物改修**の費用
新規サービスに係る**機器導入費や広告宣伝**のための費用など
※公道を走る車両、汎用品（パソコン、スマートフォン等）の購入費は補助対象外です。

１０－２．小売業での活用例（業態転換）

小売業

コロナ前

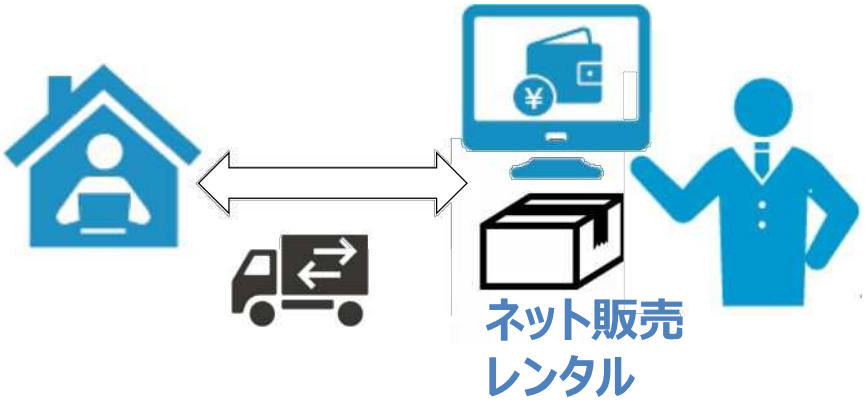
紳士服販売業を営んでいたところ、コロナの影響で売上が減少。

業態転換

コロナ後

店舗での営業を縮小し、紳士服の**ネット販売事業やレンタル事業**に、業態を転換。





補助経費の例：店舗縮小に係る**建物改修**の費用
新規オンラインサービス導入に係る**システム構築の費用**など
※公道を走る車両、汎用品（パソコン、スマートフォン等）の購入費は補助対象外です。

１０－３．サービス業での活用例（新分野展開）

サービス業

コロナ前

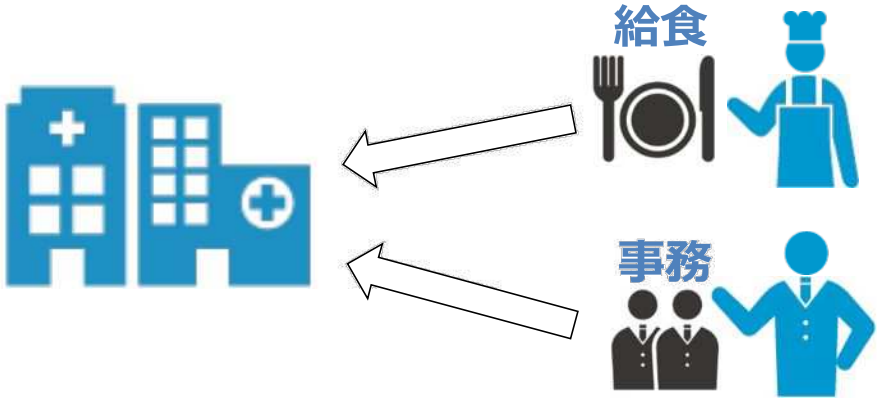
高齢者向けデイサービス事業等の介護サービスを行っていたところ、コロナの影響で利用が減少。



新分野展開

コロナ後

デイサービス事業を**他社に譲渡**。
別の企業を買収し、病院向けの給食、事務等の**受託サービス事業を開始**。



補助経費の例：**建物改修**の費用
新サービス提供のための**機器導入費や研修**費用など

１０－４．製造業での活用例（新分野展開）

製造業

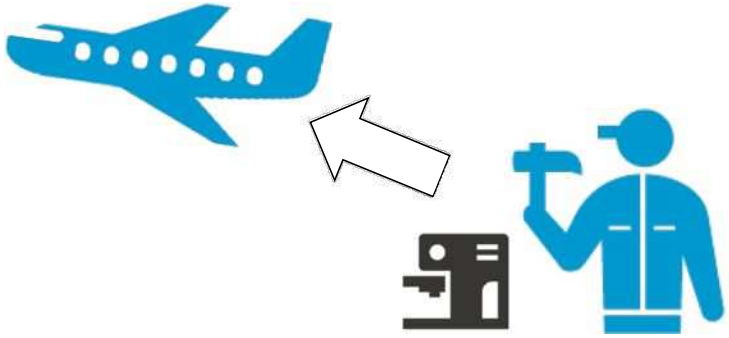
コロナ前

航空機部品を製造していたところ、コロナの影響で需要が減少。

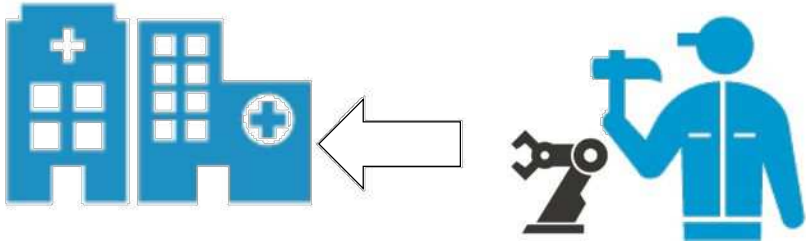
新分野展開

コロナ後

既存事業の一部について、関連設備の廃棄等を行い、**医療機器部品**製造事業を新規に立上げ。



航空機部品



医療機器部品

補助経費の例：事業圧縮にかかる**設備撤去**の費用
製造のための**新規設備導入**にかかる費用
新規事業に従事する従業員への教育のための**研修**費用など

１０－５．その他の活用イメージ

飲食業

喫茶店経営

➡飲食スペースを縮小し、新たに**コーヒー豆や焼き菓子のテイクアウト販売**を実施。

飲食業

弁当販売

➡新規に**高齢者向けの食事宅配事業**を開始。地域の高齢化へのニーズに対応。

飲食業

レストラン経営

➡店舗の一部を改修し、新たに**ドライブイン形式での食事のテイクアウト販売**を実施。

小売業

ガソリン販売

➡新規に**フィットネスジムの運営**を開始。地域の健康増進ニーズに対応。

サービス業

ヨガ教室

➡室内での密を回避するため、新たに**オンライン形式でのヨガ教室の運営**を開始。

製造業

航空機部品製造

➡**ロボット関連部品・医療機器部品製造の事業**を新規に立上げ。

製造業

半導体製造装置部品製造

➡半導体製造装置の技術を応用した**洋上風力設備の部品製造**を新たに開始。

製造業

伝統工芸品製造

➡百貨店などでの売上が激減。**ECサイト（オンライン上）での販売**を開始。

運輸業

タクシー事業

➡新たに一般貨物自動車運送事業の許可を取得し、**食料等の宅配サービス**を開始。

食品製造業

和菓子製造・販売

➡和菓子の製造過程で生成される成分を活用し、新たに**化粧品の製造・販売**を開始。

建設業

土木造成・造園

➡自社所有の土地を活用して**オートキャンプ場を整備**し、観光事業に新規参入。

情報処理業

画像処理サービス

➡映像編集向けの画像処理技術を活用し、新たに**医療向けの診断サービス**を開始。

１１．Ｑ＆Ａ

- よくあるご質問について、以下にQ&Aを掲載しています。
 https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_saikoutiku/qa.html
- 下記のWeb質問フォームで質問できます。個別にお返事はできませんが、よくあるご質問について、Q&Aを作成・公表いたします。
 https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/keieisien02/saikouchiku
- 今後、公募が開始されましたら、事務局のコールセンターを開設する予定です。

事業の再構築に挑戦する皆様へ

ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための

企業の思い切った事業再構築を支援

（中小企業等事業再構築促進事業）

対象

新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する、以下の要件をすべて満たす中小企業等の挑戦を支援します！

1．申請前の**直近６か月間**のうち、**任意の３か月の合計売上高**が、コロナ以前の同３か月の合計売上高と比較して**10%以上減少**している中小企業等。
2．**事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定**し、**一体となって**事業再構築に取り組む中小企業等。
3．補助事業終了後３～５年で**付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加**、又は**従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加**の達成。

中小企業

通常枠　補助額　**100万円～6,000万円**　補助率　**２/３**

卒業枠*　補助額　**6,000万円超～１億円**　補助率　**２/３**

*卒業枠：400社限定。事業計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業者等から中堅・大企業等へ成長する事業者向けの特別枠。
※中小企業の範囲については、中小企業基本法と同様。

中堅企業

通常枠　補助額　**100万円～8,000万円**
補助率　**１/２**　**（4,000万円超は１/３）**

グローバルＶ字回復枠**　補助額　**8,000万円超～１億円**　補助率　**１/２**

**グローバルV字回復枠：100社限定。以下の要件を全て満たす中堅企業向けの特別枠。

①直前６か月間のうち任意の３か月の合計売上高がコロナ以前の同３か月の合計売上高と比較して、15%以上減少している中堅企業。
②補助事業終了後３～５年で付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額の年率5.0%以上増加を達成すること。
③グローバル展開を果たす事業であること。

緊急事態宣言特別枠

上記１～３の要件に加え、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、**令和３年１～３月のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で30%以上減少**していること。

補助額　従業員数**５人以下**　：**100万円～500万円**
従業員数**６～20人**　：**100万円～1,000万円**
従業員数**21人以上**　：**100万円～1,500万円**

補助率　**中小企業３/４**　**中堅企業２/３**

令和２年度３次補正予算【３月に公募開始予定】

※今後、事業内容が変更される場合があります。３月に発表される予定の公募要領をご確認ください。

経済産業省　中小企業庁

右記QRコードを読み込むと
お問い合わせフォームに移動します。

https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/keieisien02/saikouchiku

中小企業等事業再構築促進事業の活用イメージ

飲食業

喫茶店経営

➡飲食スペースを縮小し、新たに**コーヒー豆や焼き菓子のテイクアウト販売**を実施。

飲食業

居酒屋経営

➡**オンライン専用の注文サービス**を新たに開始し、宅配や持ち帰りの需要に対応。

飲食業

レストラン経営

➡店舗の一部を改修し、新たに**ドライブイン形式での食事のテイクアウト販売**を実施。

飲食業

弁当販売

➡新規に**高齢者向けの食事宅配事業**を開始。地域の高齢化へのニーズに対応。

小売業

衣服販売業

➡衣料品の**ネット販売やサブスクリプション形式のサービス事業**に業態を転換。

小売業

ガソリン販売

➡新規に**フィットネスジムの運営**を開始。地域の健康増進ニーズに対応。

サービス業

ヨガ教室

➡室内での密を回避するため、新たに**オンライン形式でのヨガ教室の運営**を開始。

サービス業

高齢者向けデイサービス

➡一部事業を他社に譲渡。**病院向けの給食、事務等の受託サービス**を新規に開始。

製造業

半導体製造装置部品製造

➡半導体製造装置の技術を応用した**洋上風力設備の部品製造**を新たに開始。

運輸業

タクシー事業

➡新たに一般貨物自動車運送事業の許可を取得し、**食料等の宅配サービス**を開始。

製造業

航空機部品製造

➡**ロボット関連部品・医療機器部品製造の事業**を新規に立上げ。

製造業

伝統工芸品製造

➡百貨店などでの売上が激減。**ECサイト（オンライン上）での販売**を開始。

食品製造業

和菓子製造・販売

➡和菓子の製造過程で生成される成分を活用し、新たに**化粧品の製造・販売**を開始。

建設業

土木造成・造園

➡自社所有の土地を活用して**オートキャンプ場を整備**し、観光事業に新規参入。

情報処理業

画像処理サービス

➡映像編集向けの画像処理技術を活用し、新たに**医療向けの診断サービス**を開始。

補助対象経費の例

建物費、建物改修費、設備費、システム購入費、外注費（加工、設計等）、
研修費（教育訓練費等）、技術導入費（知的財産権導入に係る経費）、
広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）等
【注】補助対象企業の従業員の人件費及び従業員の旅費は補助対象外です。

※公募開始は３月となる見込みです。

※**jGrants（電子申請システム）**での申請受付を予定しています。**GビズIDプライムの発行に２～３週間かかります**ので、補助金の申請をお考えの方は**事前のID取得**をお勧めします。➡ https://www.jgrants-portal.go.jp/

※認定経営革新等支援機関は、中企庁HPに記載の「経営革新等支援機関認定一覧」をご覧ください。➡ https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kikan.htm

詳細はこちら
（経済産業省HP）

事業再構築指針

中小企業庁
制定　令和３年３月17日

一　事業再構築の定義

中小企業等事業再構築促進事業（以下「本事業」という。）において、事業再構築とは、新分野展開、事業転換、業種転換、業態転換又は事業再編のいずれかを行う計画に基づく中小企業等の事業活動をいう。

二　新分野展開に関する事項

イ　新分野展開の定義

新分野展開とは、中小企業等が主たる業種（売上高構成比率の最も高い事業が属する、総務省が定める日本標準産業分類に基づく大分類の産業をいう。以下同じ。）又は主たる事業（売上高構成比率の最も高い事業が属する、総務省が定める日本標準産業分類に基づく中分類、小分類又は細分類の産業をいう。以下同じ。）を変更することなく、新たな製品を製造し又は新たな商品若しくはサービスを提供することにより、新たな市場に進出することをいう。

ロ　新分野展開の該当要件

本事業の対象となる新分野展開とは、次のいずれにも該当する場合をいう。

(1)　事業を行う中小企業等にとって、事業により製造する製品又は提供する商品若しくはサービスが、新規性を有するものであること。

(2)　事業を行う中小企業等にとって、事業により製造する製品又は提供する商品若しくはサービスの属する市場が、新規性を有するものであること。

(3)　事業計画期間終了後、新たに製造する製品又は新たに提供する商品若しくはサービスの売上高が、総売上高の十分の一以上を占めることが見込まれるものであること。

ハ　新分野展開の非該当例

例えば、次の(1)から(7)までのいずれかに該当する場合、製品又は商品若しくはサービスの新規性を有しないことから新分野展開に該当しない。また、例えば、次の(8)又は(9)に該当する場合、市場の新規性を有しないことから新分野展開に該当しない。

(1)　既存の製品の製造量又は既存の商品若しくはサービスの提供量を増大させる場合

(2)　過去に製造していた製品又は過去に提供していた商品若しくはサービスを再製造又は再提供する場合

(3)　既存の製品又は既存の商品若しくはサービスに容易な改変を加えた新製品又は新商品若しくは新サービスを製造又は提供する場合

(4)　既存の製品又は既存の商品若しくはサービスを単に組み合わせて新製品又は新商品若しくは新サービスを製造又は提供する場合

(5)　既存の製品の製造又は既存の商品若しくはサービスの提供に必要な主な設備、装置、プログラム（データを含む。）又は施設（以下「設備等」という。）が、新たな製品の製造又は新たな商品若しくはサービスの提供に必要な主な設備等と変わらない場合

(6)　事業を行う中小企業等と競合する事業者の大多数が製造又は提供する製品又は商品若しくはサービスを新たに製造又は提供する場合

(7)　製品又は商品若しくはサービスの性能が定量的に計測できる場合であって、既存の製品又は既存の商品若しくはサービスと新製品又は新商品若しくは新サービスとの間でその性能が有意に異なるとは認められない場合

(8)　既存の製品又は既存の商品若しくはサービスとは別の製品又は別の商品若しくはサービスだが、対象とする市場が同一である場合（具体的には、既存の製品又は既存の商品若しくはサービスの需要が、新製品又は新商品若しくは新サービスの需要で代替される場合）

(9)　既存の製品又は既存の商品若しくはサービスの市場の一部のみを対象とするものである場合

三　事業転換に関する事項

イ　事業転換の定義

事業転換とは、中小企業等が新たな製品を製造し又は新たな商品若しくはサービスを提供することにより、主たる業種を変更することなく、主たる事業を変更することをいう。

ロ　事業転換の該当要件

本事業の対象となる事業転換とは、次のいずれにも該当する場合をいう。

(1)　事業を行う中小企業等にとって、事業により製造する製品又は提供する商品若しくはサービスが、新規性を有するものであること。　※新分野展開と同様。

(2)　事業を行う中小企業等にとって、事業により製造する製品又は提供する商品若しくはサービスの属する市場が、新規性を有するものであること。　※新分野展開と同様。

(3)　事業計画期間終了後、新たに製造する製品又は新たに提供する商品若しくはサービスを含む事業が、売上高構成比の最も高い事業となることが見込まれるものであること。

ハ　事業転換の非該当例

例えば、次の(1)又は(2)に該当する場合、事業転換に該当しない。

(1)　既存の事業に必要な主な設備等が、新たな事業に必要な主な設備等と変わらない場合

(2)　事業の前後で売上高構成比の最も高い事業が日本標準産業分類に基づく細分類の単位で変更されない場合

四　業種転換に関する事項

イ　業種転換の定義

業種転換とは、中小企業等が新たな製品を製造し又は新たな商品若しくはサービスを提供することにより、主たる業種を変更することをいう。

ロ　業種転換の該当要件

本事業の対象となる業種転換とは、次のいずれにも該当する場合をいう。

(1)　事業を行う中小企業等にとって、事業により製造する製品又は提供する商品若しくはサービスが、新規性を有するものであること。※新分野展開と同様。

(2)　事業を行う中小企業等にとって、事業により製造する製品又は提供する商品若しくはサービスの属する市場が、新規性を有するものであること。※新分野展開と同様。

(3)　事業計画期間終了後、新たに製造する製品又は新たに提供する商品若しくはサービスを含む業種が、売上高構成比の最も高い業種となることが見込まれるものであること。

ハ　業種転換の非該当例

例えば、次の(1)又は(2)に該当する場合、業種転換に該当しない。

(1)　既存の業種に必要な主な設備等が、新たな業種に必要な主な設備等と変わらない場合

(2)　事業の前後で売上高構成比の最も高い事業が日本標準産業分類に基づく大分類の単位で変更されない場合

五　業態転換に関する事項

イ　業態転換の定義

業態転換とは、製品又は商品若しくはサービスの製造方法又は提供方法を相当程度変更することをいう。

ロ　業態転換の該当要件

本事業の対象となる業態転換とは、次のいずれにも該当する場合をいう。

(1)　事業を行う中小企業等にとって、事業による新たな製品の製造方法又は新たな商品若しくはサービスの提供方法が、新規性を有するものであること。

(2)　製品の製造方法を変更する場合にあっては、製造される製品が新規性を有するものであること。

(3)　商品又はサービスの提供方法を変更する場合にあっては、既存の設備の撤去、既存の店舗の縮小等を伴うものであること又は非対面化、無人化・省人化、自動化、最適化等に資するデジタル技術の活用を伴うものであること。

(4)　事業計画期間終了後、新たな製品の製造方法又は商品若しくはサービスの提供方法による売上高が、総売上高の十分の一以上を占めることが見込まれるものであること。

ハ　業態転換の非該当例

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合、製品の製造方法又は商品若しくはサービスの提供方法の新規性を有しないことから業態転換に該当しない。

(1)　製品の既存の製造方法又は商品若しくはサービスの既存の提供方法により、単に製造量又は提供量を増大させる場合

(2)　過去に製品を製造していた方法又は過去に商品若しくはサービスを提供していた方法により、改めて製品を製造し又は商品若しくはサービスを提供する場合

(3)　製品の既存の製造方法又は商品若しくはサービスの既存の提供方法に容易な改変を加えた方法で、製品を製造し又は商品若しくはサービスを提供する場合

(4)　製品の既存の製造方法又は商品若しくはサービスの既存の提供方法を単に組み合わせた方法で、製品を製造し又は商品若しくはサービスを提供する場合

六　事業再編に関する事項

イ　事業再編の定義

事業再編とは、会社法上の組織再編行為（合併、会社分割、株式交換、株式移転、事業譲渡）等を行い、新たな事業形態のもとに、新分野展開、事業転換、業種転換又は業態転換のいずれかを行うことをいう。

ロ　事業再編の該当要件

本事業の対象となる事業再編とは、次のいずれにも該当する場合をいう。

(1)　組織再編行為等を行うものであること。

(2)　新分野展開、事業転換、業種転換又は業態転換のいずれかを行うものであること。

七　中小企業卒業枠に関する事項

イ　中小企業卒業枠の定義

本事業における中小企業卒業枠とは、事業再構築により、事業計画期間終了までに大企業等（中小企業等以外の企業等をいう。以下同じ。）に成長することを目指す中小企業等を対象とした特別枠をいう。

ロ　中小企業卒業枠による支援要件

本事業の中小企業卒業枠により支援を受けるためには、次の(1)から(3)までのいずれかにより大企業等に成長することを要するものとする。

(1)事業再編

(2)新規設備投資

(3)グローバル展開

ハ　事業再編の定義

中小企業卒業枠における事業再編とは、会社法上の組織再編行為（合併、会社分割、株式交換、株式移転、事業譲渡）等を行うことをいう。

ニ　新規設備投資の定義

中小企業卒業枠における新規設備投資とは、新たな設備等に対する投資であって、中小企業卒業枠による補助金額の上乗せ分の三分の二以上の金額を要するものをいう。

ホ　グローバル展開の定義

グローバル展開とは、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する事業をいう。

(1) 海外直接投資

海外直接投資とは、中小企業等が補助金額の二分の一以上を外国における支店その他の営業所又は海外子会社等（当該中小企業等の出資に係る外国法人等であって、その発行済株式の半数以上又は出資価格の総額の二分の一以上を当該中小企業等が所有しているものをいう。）の事業活動に対する費用に充てることで、国内及び海外における事業を一体的に強化することをいう。

(2)海外市場開拓

海外市場開拓とは、中小企業等が海外における需要の開拓を行うものであって、事業計画期間終了までに本事業の海外売上高比率が二分の一以上となることが見込まれるものをいう。

(3)インバウンド市場開拓

インバウンド市場開拓とは、中小企業等が国内における外国人観光旅客の需要の開拓を行うものであって、事業計画期間終了までに本事業に係る製品又は商品若しくはサービスの提供先の二分の一以上が外国人観光旅客の需要に係るものとなることが見込まれるものをいう。

(4)海外事業者との共同事業

海外事業者との共同事業とは、中小企業等が外国法人等と行う設備投資を伴う共同研究又は共同事業開発であって、その成果物の権利の全部又は一部が当該中小企業等に帰属するものをいう。

八　中堅企業グローバルＶ字回復枠に関する事項

イ　中堅企業グローバルＶ字回復枠の定義

本事業における中堅企業グローバルＶ字回復枠とは、新型コロナウイルス感染症によりその事業に大きな影響を受けているが、事業再構築により、事業計画期間終了までにグローバル展開により事業の大幅な回復を目指す中堅企業等（大企業等のうち、資本金の額又は出資の総額が十億円未満の会社等（資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が二千人以下の会社等）をいう。以下同じ。）を対象とした特別枠をいう。

ロ　グローバル展開の定義

グローバル展開とは、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する事業をいう。

(1) 海外直接投資

海外直接投資とは、中堅企業等が補助金額の二分の一以上を外国における支店その他の営業所又は海外子会社等（当該中堅企業等の出資に係る外国法人等であって、その発行済株式の半数以上又は出資価格の総額の二分の一以上を当該中堅企業等が所有しているものをいう。）の事業活動に対する費用に充てることで、国内及び海外における事業を一体的に強化することをいう。

(2)海外市場開拓

海外市場開拓とは、中堅企業等が海外における需要の開拓を行うものであって、事業計画期間終了までに本事業の海外売上高比率が二分の一以上となることが見込まれるものをいう。

(3)インバウンド市場開拓

インバウンド市場開拓とは、中堅企業等が国内における外国人観光旅客の需要の開拓を行うものであって、事業計画期間終了までに本事業に係る製品又は

商品若しくはサービスの提供先の二分の一以上が外国人観光旅客の需要に係るものとなることが見込まれるものをいう。

⑷海外事業者との共同事業

海外事業者との共同事業とは、中堅企業等が外国法人等と行う設備投資を伴う共同研究又は共同事業開発であって、その成果物の権利の全部又は一部が当該中堅企業等に帰属するものをいう。

経済産業省

中小企業庁

事業再構築指針の手引き

令和３年３月１７日

経済産業省　中小企業庁

<目次>

１．事業再構築指針について …P2

２．新分野展開について …P3～P10

３．事業転換について …P11～P14

４．業種転換について …P15～P18

５．業態転換について …P19～P25

６．事業再編について …P26～P27

７．事業再構築の類型のまとめ …P28

８．中小企業卒業枠について …P29～P30

９．中堅企業グローバルV字回復枠について …P31

１０．留意事項 …P32

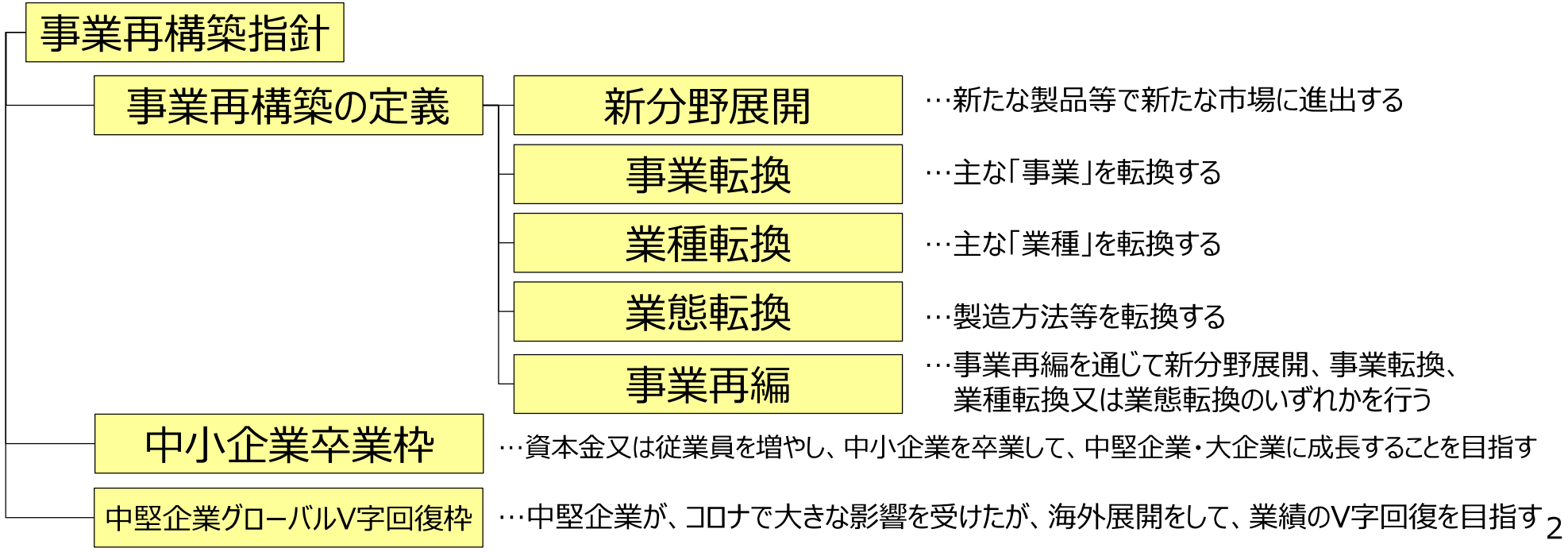
１１．（参考）日本標準産業分類とは …P33

【ご利用に当たっての注意】

- 本手引きにおいては、「製品、商品もしくはサービス」は「製品等」と、「製造又は提供」は「製造等」と、「製造方法又は提供方法」は「製造方法等」と表現しています。
- 従って、製造業の分野の事業再構築を行う場合には、「製品」、「製造」、「製造方法」としてご利用ください。
- 他方、その他の分野（サービス業、小売業、卸売業など）で事業再構築を行う場合には、「製品等」は「商品」又は「サービス」、「製造等」は「提供」、「製造方法等」は「提供方法」などと適宜読み替えてご利用ください。

１．事業再構築指針について

- 「事業再構築指針」（以下「指針」）は、事業再構築補助金の支援の対象を明確化するため、「事業再構築」の定義等について、明らかにしたものです。
- 「事業再構築」とは、「新分野展開」、「事業転換」、「業種転換」、「業態転換」又は「事業再編」の５つを指し、本事業に申請するためには、これら５つのうち、いずれかの類型に該当する事業計画を認定支援機関と策定することが必要となります。
- また、指針では、これに加え、中小企業卒業枠及び中堅企業グローバルV字回復枠の要件についても定めています。



２－１．新分野展開について（定義）

- 「新分野展開」とは主たる業種又は主たる事業を変更することなく、新たな製品等を製造等し、新たな市場に進出することを指します。
- 「新分野展開」に該当するためには、「製品等の新規性要件」、「市場の新規性要件」、「売上高10%要件」の3つを全て満たす（＝事業計画において示す）必要があります。

新分野展開の定義

中小企業等が主たる業種(※１)又は主たる事業(※2)を変更することなく、新たな製品等を製造等することにより、新たな市場に進出すること

（※１）直近決算期における売上高構成比率の最も高い事業が属する、総務省が定める日本標準産業分類に基づく大分類の産業

（※２）直近決算期における売上高構成比率の最も高い事業が属する、総務省が定める日本標準産業分類に基づく中分類、小分類又は細分類の産業

（日本標準産業分類の詳細は、「１１．（参考）日本標準産業分類とは」を参照してください。）

新分野展開に該当するためには（事業計画で示す事項）

①主たる事業又は主たる業種を変更する場合は、「３.事業転換」又は「４.業種転換」を参照してください。

②新分野展開に該当するためには、新たな製品等を製造等する必要があります。**【製品等の新規性要件】**
具体的な要件は、2-2及び2-3を参照してください。

③新分野展開に該当するためには、新たな市場に進出する必要があります。**【市場の新規性要件】**
具体的な要件は、2-4及び2-5を参照してください。

④3～5年間の事業計画期間終了後、新たな製品の売上高が総売上高の10%（※）以上となる計画を策定することが必要です。**【売上高10%要件】**

（※）10%は申請するための最低条件です。新たな製品の売上高がより大きな割合となる計画を策定することで、審査においてより高い評価を受けることができる場合があります。

２－２．製品等の新規性要件について（定義）

製品等の新規性要件を満たすためには、①過去に製造等した実績がないこと、②主要な設備を変更すること、③競合他社の多くが既に製造等している製品等ではないこと、④定量的に性能又は効能が異なること（計測できる場合）の4つを全て満たす（＝事業計画において示す）必要があります。

製品等の新規性要件を満たすためには

①過去に製造等した**実績がない**こと
　過去に製造等していた製品等を再製造等することは、事業再構築によって、新たな製品等を製造等しているとはいえません。過去に製造等した実績がないものにチャレンジすることが必要になります。

②製造等に用いる**主要な設備を変更**すること
　既存の設備でも製造等可能な製品等を製造等することは、事業再構築によって、新たな製品等を製造等しているとはいえません。主要な設備を変更することが新たな製品等を製造等するのに必要であることが要件となります。

③**競合他社**の多くが既に製造等している製品等ではないこと
　競合他社の多くが既に製造等している製品等を、新たに製造等することは容易であると考えられるため、申請に際しては、競合他社の動向を調査し、新たに製造等する製品等が、競合他社の多くにおいて製造等されているものではないことを示すことが必要となります。

④**定量的に性能又は効能が異なる**こと（製品等の性能や効能が定量的に**計測できる場合**に限る。）
　性能や効能の違いを定量的に説明することで、新たな製品等であることを示す必要があります。
（例：既存製品と比べ、新製品の強度、耐久性、軽さ、加工性、精度、速度、容量等が、X%向上する等）

→ 製品等の新規性要件を満たすためには、これら**4つを全て満たす（＝事業計画において示す）**ことが必要です。

【注】「新規性」とは、事業再構築に取り組む中小企業等自身にとっての新規性であり、世の中における新規性（日本初・世界初）ではありません。

２－３．製品等の新規性要件について（要件を満たさない場合）

製品等の新規性要件を満たさない場合として、以下のようなものが考えられます。

製品等の新規性要件を満たさない場合

①「過去に製造等した実績がないこと」を満たさない場合

- 過去に製造等していた製品等を再製造等する場合は要件を満たしません。
 （例）過去に一度製造していた自動車部品と同じ部品を再び製造する場合。

②「製造等に用いる主要な設備を変更すること」を満たさない場合

（※）新たな投資を必要とせず、単に商品ラインナップを増やすような場合は要件を満たしません。
（※）単により性能の高い同種の機械設備を導入するだけでは要件を満たしません。

- 既存の製品等の製造等に必要な主な設備が、新製品等の製造等に必要な主な設備と変わらない場合は要件を満たしません。
 （例）これまでパウンドケーキの製造の際に用いていたオーブン機器と同じ機械を、新商品である焼きプリンの製造に使用する場合。
 （例）従来パウンドケーキの製造に用いていたオーブン機器をより性能のよいものに単に買い換える場合。

③「競合他社の多くが既に製造等している製品等ではないこと」を満たさない場合

- 競合他社の多くが既に製造等している製品等である場合は要件を満たしません。
 （例）パウンドケーキを製造している事業者が、競合他社の多くが既に製造しているにもかかわらず、新たに焼きプリンを製造する場合。

④「定量的に性能又は効能が異なること」を満たさない場合（製品等の性能や効能が定量的に計測できる場合に限る。）

- 既存の製品等と新製品等の性能に有意な性能の差が認められない場合は要件を満たしません。
 （例）従来から製造していた半導体と性能にほぼ差のない半導体を新たに製造するために設備を導入する場合。

⑤その他の場合

- 上記の他、「既存の製品等の製造量等を増やす場合」や「既存の製品等に容易な改変を加えた新製品等を製造等する場合」、「既存の製品等を単に組み合わせて新製品等を製造等する場合」にも要件を満たしません。
 （例）自動車部品を製造している事業者が、単に既存部品の製造量を増やす場合。
 （例）自動車部品を製造している事業者が、新たに既存の部品に単純な改変を加えてロボット用部品を製造する場合。
 （例）自動車部品を製造している事業者が、既存製品である2つの部品を単に組み合わせたロボット用部品を製造する場合。

２－４．市場の新規性要件について（定義）

市場の新規性要件を満たすためには、①既存製品等と新製品等の代替性が低いことを事業計画において示す必要があります。また、加えて、②既存製品等と新製品等の顧客層が異なることを事業計画において示す場合には、審査において、より高い評価を受けることができる場合があります。

市場の新規性要件を満たすためには

①既存製品等と新製品等の**代替性が低い**こと

市場の新規性要件を満たすためには、**新製品等を販売した際に、既存製品等の需要の多くが代替されることなく、売上が販売前と比べて大きく減少しないことや、むしろ相乗効果により増大することを事業計画において示す必要**があります。

（例）日本料理店が、新たにオンラインの料理教室を始める場合、オンライン料理教室を始めたことにより、日本料理店の売上は変わらない（むしろ宣伝による相乗効果により上がる）と考えられることから、市場の新規性要件を満たすと考えられる。

②既存製品等と新製品等の顧客層が異なること（任意要件）

既存製品等と新製品等の需要・売上の決定要素を考慮し、顧客層（※）が異なることを事業計画において示す場合には、より高い評価を受けることができる場合があります。

（※）年齢層、性別、所得、職業、地域、資産、家族構成等

市場の新規性要件を満たすためには、**①を満たす（＝事業計画において示す）**ことが必要です。
（②は任意要件）

２－５．市場の新規性要件について（要件を満たさない場合）

市場の新規性要件を満たさない場合として、以下のようなものが考えられます。

市場の新規性要件を満たさない場合

①「既存製品等と新製品等の代替性が低いこと」を満たさない場合

- 既存の製品等とは別の製品等だが、対象とする市場が同一である場合（新製品等を販売した際に、既存製品等の需要がそのまま代替され、その売上が減少する場合）は要件を満たしません。

（例）アイスクリームを提供していた事業者が新たにかき氷を販売する場合、かき氷の提供によりアイスクリームの売上高は減少すると考えられるため、市場の新規性要件を満たさないと考えられる。

- 既存の製品等の市場の一部のみを対象とするものである場合は要件を満たしません。

（例）アイスクリームを提供している事業者が、バニラアイスクリームに特化して提供する場合、アイスクリームの市場の一部のみを対象とするものと考えられ、市場の新規性要件を満たさないと考えられる。

②「既存製品等と新製品等の顧客層が異なること」を満たさない場合（任意要件）

- 既存製品等と新製品等の売上高や販売価格の決定要素を考慮し、顧客層が異なることを示していない場合は、高い評価が得られない可能性があります。

（例）宿泊施設において、大宴会場を個室食事処に改修する場合、その事実のみでは利用する客層が異なることが示されておらず、高い評価が得られないと考えられる。従来と異なる単価の客層や、観光客や日帰り入浴利用客など宿泊者以外も利用できること等を示すことで高い評価を受けられる可能性がある。

２－６．新分野展開について（新分野展開の要件を満たす例）

例えば、以下のような場合には、要件を満たすことから、新分野展開に該当します。

新分野展開の要件を満たす例

【例１】製造業の場合

航空機用部品を製造していた製造業者が、業界全体が業績不振で厳しい環境下の中、新たに**医療機器部品**の製造に着手し、5年間の事業計画期間終了時点で、**医療機器部品の売上高が総売上高の10%以上**となる計画を策定している場合

【例２】不動産業の場合

都心部の駅前にビジネス客向けのウィークリーマンションを営んでいたが、テレワーク需要の増加を踏まえて、客室の一部を**テレワークスペースや小会議室に改装**するとともに**オフィス機器を導入**し、3年間の事業計画期間終了時点で、**当該レンタルオフィス業の売上高が総売上高の10%以上**となる計画を策定している場合

２－７．新分野展開について（新分野展開の要件を満たす例）

【例１】の製造業の場合、要件を満たす考え方は以下のとおりです。

要件を満たす考え方

要件		要件を満たす考え方
【2-2】 製品等の 新規性要件	①過去に製造等した実績がないこと	新たに製造する医療機器部品が、**過去に製造した実績のない部品**であれば、要件を満たす。
	②製造等に用いる主要な設備を変更すること	医療機器部品を製造するため、航空機専用の生産設備とは異なる**専用の生産設備が新たに必要であり、当該設備を導入する**場合には、要件を満たす。
	③競合他社の多くが既に製造等している製品等ではないこと	同種の航空機用部品を製造している**競合他社の多くが**、**同種の医療機器部品を製造していない**ことを説明することで、要件を満たす。
	④定量的に性能又は効能が異なること	新たに製造する医療機器部品と従来製造していた航空機用部品が異なる部品であれば、**定量的に**性能又は効能（強度や軽さ等）を**比較することが難しい**ことを示すことで要件を満たす。ただし、両部品が類似の製品であって、その性能（強度や軽さ等）を比較することが**可能な場合**には、**差異を定量的に説明する**ことで、要件を満たす。
【2-4】 市場の 新規性要件	①既存製品等と新製品等の代替性が低いこと	医療機器部品と航空機用部品では、その**用途が全く異なり**、医療機器部品を新たに製造・販売することによって、**航空機用部品の需要が代替され、売上が減少することは見込まれない**と考えられることを説明することで、要件を満たす。
	②既存製品等と新製品等の顧客層が異なること	例えば、医療機器部品と航空機用部品では、**サプライチェーンが異なり、新たな販売先に販売することとなる**ことを示すことが考えられる。
【2-1】 売上高 10%要件	④3～5年間の事業計画期間終了後、新たな製品等の売上高が総売上高の10%以上となる計画を策定すること	5年間の事業計画期間終了後、**医療機器部品の売上高が総売上高の10%以上となる計画を策定**することで要件を満たす。

２－８．新分野展開について（新分野展開の要件を満たす例）

【例２】の不動産業の場合、要件を満たす考え方は以下のとおりです。

要件を満たす考え方

要件		要件を満たす考え方
【2-2】 製品等の 新規性要件	①過去に製造等した実績がないこと	過去に**レンタルオフィス業を営んだことがなければ**、要件を満たす。
	②製造等に用いる主要な設備を変更すること	レンタルオフィス業を始めるため、**新たに客室の改装やオフィス機器の導入が必要であり、その費用がかかる**場合には、要件を満たす。
	③競合他社の多くが既に製造等している製品等ではないこと	都心部の駅前にビジネス客向けのウィークリーマンションを営んでいる**競合他社の多く**が、**レンタルオフィス業を営んでいない**を説明することで、要件を満たす。
	④定量的に性能又は効能が異なること	ウィークリーマンションとレンタルオフィスでは、提供する**サービスの種類が異なり、定量的に性能又は効能を比較することが難しい**ことを示すことで要件を満たす。
【2-4】 市場の 新規性要件	①既存製品等と新製品等の代替性が低いこと	ウィークリーマンションとレンタルオフィスは、**関係性が薄いサービス**であり、新たにレンタルオフィスを始めたことで、ウィークリーマンションの需要が代替され、売上高が減少するといった影響が見込まれないと考えられることを説明することで、要件を満たす。
	②既存製品等と新製品等の顧客層が異なること	例えば、ウィークリーマンションの顧客層は、**地方（遠方）のビジネスマン**であるのに対し、レンタルオフィスの顧客層は、**近隣のビジネスマン**であることを示すことが考えられる。
【2-1】 売上高 10%要件	④3～5年間の事業計画期間終了後、新たな製品等の売上高が総売上高の10%以上となる計画を策定すること	3年間の事業計画期間終了後、**レンタルオフィス業の売上高が総売上高の10%以上となる計画を策定**することで要件を満たす。

３－１．事業転換について（定義）

- 「事業転換」とは新たな製品等を製造等することにより、主たる業種を変更することなく、主たる事業を変更することを指します。
- 「事業転換」に該当するためには、「製品等の新規性要件」、「市場の新規性要件」、「売上高構成比要件」の3つを全て満たす（＝事業計画において示す）必要があります。

事業転換の定義

中小企業等が新たな製品等を製造等することにより、主たる業種（※１）を変更することなく、主たる事業（※２）を変更すること

（※１）直近決算期における売上高構成比率の最も高い事業が属する、総務省が定める日本標準産業分類に基づく大分類の産業

（※２）直近決算期における売上高構成比率の最も高い事業が属する、総務省が定める日本標準産業分類に基づく中分類、小分類又は細分類の産業

（日本標準産業分類の詳細は、「１１．（参考）日本標準産業分類とは」を参照してください。）

事業転換に該当するためには（事業計画で示す事項）

①主たる業種を変更する場合には、「４． 業種転換」を参照してください。

②事業転換に該当するためには、新たな製品等を製造等する必要があります。**【製品等の新規性要件】**
これは、新分野展開における【製品等の新規性要件】と同義です。具体的な要件は、2-2及び2-3を参照してください。

③事業転換に該当するためには、新たな市場に進出する必要があります。**【市場の新規性要件】**
これは、新分野展開における【市場の新規性要件】と同義です。具体的な要件は、2-4及び2-5を参照してください。

④事業転換に該当するためには、 3～5年間の事業計画期間終了後、新たな製品等の属する事業が、売上高構成比の最も高い事業となる計画を策定することが必要です。**【売上高構成比要件】**

３－２．事業転換について（事業転換の要件を満たす例）

例えば、以下のような場合には、要件を満たすことから、事業転換に該当します。

事業転換の要件を満たす例

【例１】飲食サービス業の場合

日本料理店が、換気の徹底によりコロナの感染リスクが低いとされ、足元業績が好調な**焼肉店を新たに開業し、**3年間の事業計画期間終了時点において、**焼肉事業の売上高構成比が、**標準産業分類の細分類ベースで**最も高い事業となる**計画を策定している場合

（参考）日本標準産業分類
【大分類】M宿泊業、飲食サービス業⇒【中分類】76飲食店⇒【小分類】762専門料理店
⇒【細分類】7621日本料理店…7623中華料理店、7624ラーメン店、7625焼肉店…（細分類ベースで事業転換）

【例２】製造業の場合

プレス加工用金型を製造している下請事業者が、業績不振を打破するため、これまで培った金属加工技術を用いて、新たに**産業用ロボット製造業**を開始し、5年間の事業計画期間終了時点において、**産業用ロボット製造業の売上高構成比が、**日本標準産業分類の細分類ベースで**最も高い事業となる**計画を策定している場合

（参考）日本標準産業分類
【大分類】E製造業⇒【中分類】生産用機械器具製造業⇒【小分類】269その他の生産用機械・同部分品製造業
⇒【細分類】2691金属用金型・同部分品・附属品製造業…2694ロボット製造業…（細分類ベースで事業転換）

３－３．事業転換について（事業転換の要件を満たす例）

【例１】の飲食サービス業の場合、要件を満たす考え方は以下のとおりです。

要件を満たす考え方

要件		要件を満たす考え方
【2-2】 製品等の 新規性要件	①過去に製造等した実績がないこと	過去に**焼肉店を営んだことがなければ**、要件を満たす。
	②製造等に用いる主要な設備を変更すること	焼肉店の開業に当たって、**新たに卓上備え付けのロースター等の設備や内装の改装などが必要であり、その費用がかかる**場合には、要件を満たす。
	③競合他社の多くが既に製造等している製品等ではないこと	日本料理店を営んでいる**競合他社の多く**が、**焼肉店を営んでいないこと**を説明することで、要件を満たす。
	④定量的に性能又は効能が異なること	日本料理店と焼肉店では、提供する**商品が異なり、定量的に性能又は効能を比較することが難しい**ことを示すことで要件を満たす。
【2-4】 市場の 新規性要件	①既存製品等と新製品等の代替性が低いこと	例えば、大衆向けとして沖縄料理を提供している日本料理店が、高価格帯の商品を提供する焼肉店を始める場合には、**異なる顧客のニーズに応えるもの**であることから、焼肉屋により、日本料理屋の需要が代替され、**売上高が減少するといった影響が見込まれない**と考えられることを説明することで、要件を満たす。
	②既存製品等と新製品等の顧客層が異なること	ファミリー層向けからカップル向け、大衆向けから高級志向等、**ターゲット層の違いとその妥当性**を説明することが考えられる。
【3-1】 売上高 構成比要件	④3～5年間の事業計画期間終了後、新たな製品の属する事業が、売上高構成比の最も高い事業となる計画を策定すること	「日本料理店」と「焼肉店」は、**日本標準産業分類の細分類ベースで異なる分類**がなされている。従って、3年間の事業計画期間終了時点において、**焼肉事業の売上構成比**が、**日本標準産業分類細分類ベースで最も高くなる計画を策定**していれば、要件を満たすこととなる。

３－４．事業転換について（事業転換の要件を満たす例）

【例２】の製造業の場合、要件を満たす考え方は以下のとおりです。

要件を満たす考え方

要件		要件を満たす考え方
【2-2】 製品等の 新規性要件	①過去に製造等した実績がないこと	新たに製造する産業用ロボットが、**過去に製造した実績のない部品**であれば、要件を満たす。
	②製造等に用いる主要な設備を変更すること	産業用ロボットを製造するため、プレス加工用金型専用の生産設備とは異なる**専用の生産設備が新たに必要であり、当該設備を導入する**場合には、要件を満たす。
	③競合他社の多くが既に製造等している製品等ではないこと	同種のプレス加工用金型を製造している**競合他社の多くが**、**同種の産業用ロボットを製造していない**ことを説明することで、要件を満たす。
	④定量的に性能又は効能が異なること	新たに製造する産業用ロボットと従来製造していたプレス加工用金型が異なる製品であれば、**定量的に**性能又は効能（強度や軽さ等）を**比較することが難しい**ことを示すことで要件を満たす。
【2-4】 市場の 新規性要件	①既存製品等と新製品等の代替性が低いこと	プレス加工用金型と産業用ロボットでは、その**用途が全く異なり**、産業用ロボットを新たに製造・販売することによって、**プレス加工用金型の需要が代替され、売上が減少することは見込まれない**と考えられることを説明することで、要件を満たす。
	②既存製品等と新製品等の顧客層が異なること	例えば、**異なるニーズを持つ取引先に販売**することが考えられる。
【3-1】 売上高 構成比要件	④3～5年間の事業計画期間終了後、新たな製品の属する事業が、売上高構成比の最も高い事業となる計画を策定すること	「金属用金型製造業」と「ロボット製造業」は、**日本標準産業分類の細分類ベースで異なる分類**がなされている。従って、5年間の事業計画期間終了時点において、**ロボット製造業の売上構成比**が、**日本標準産業分類細分類ベースで最も高くなる計画を策定**していれば、要件を満たすこととなる。

４－１．業種転換について（定義）

- 「業種転換」とは新たな製品等を製造等することにより、主たる業種を変更することを指します。
- 「業種転換」に該当するためには、「製品等の新規性要件」、「市場の新規性要件」、「売上高構成比要件」の3つを全て満たす（＝事業計画において示す）必要があります。

業種転換の定義

中小企業等が新たな製品を製造することにより、主たる業種（※１）を変更すること

（※１）直近決算期における売上高構成比率の最も高い事業が属する、総務省が定める日本標準産業分類に基づく大分類の産業

（日本標準産業分類の詳細は、「１１．（参考）日本標準産業分類とは」を参照してください。）

業種転換に該当するためには（事業計画で示す事項）

①業種転換に該当するためには、新たな製品等を製造等する必要があります。**【製品等の新規性要件】**
これは、新分野展開における【製品等の新規性要件】と同義です。具体的な要件は、2-2及び2-3を参照してください。

②業種転換に該当するためには、新たな市場に進出する必要があります。**【市場の新規性要件】**
これは、新分野展開における【市場の新規性要件】と同義です。具体的な要件は、2-4及び2-5を参照してください。

③業種転換に該当するためには、 3～5年間の事業計画期間終了後、新たな製品の属する業種が、売上高構成比の最も高い業種となる計画を策定することが必要です。**【売上高構成比要件】**

４－２．業種転換について（業種転換の要件を満たす例）

例えば、以下のような場合には、要件を満たすことから、業種転換に該当します。

業種転換の要件を満たす例

【例１】賃貸業の場合

レンタカー事業を営んでいる事業者が、新たにファミリー向けのコロナ対策に配慮した**貸切ペンション**を経営し、レンタカー事業と組み合わせた宿泊プランを提供することで、3年間の事業計画期間終了時点において、**貸切ペンション経営を含む業種の売上高構成比が最も高くなる**計画を策定している場合。

（参考）日本標準産業分類
【大分類】…K不動産業、物品賃貸業　…M宿泊業，飲食サービス業…（レンタカー事業は物品賃貸業、ペンションは宿泊業）

【例２】製造業の場合

コロナの影響も含め、今後ますますデータ通信量の増大が見込まれる中、生産用機械の**製造業**を営んでいる事業者が、工場を閉鎖し、跡地に**新たにデータセンターを建設**し、5年間の事業計画期間終了時点において、**データセンター事業を含む業種の売上高構成比が最も高くなる**計画を策定している場合。

（参考）日本標準産業分類
【大分類】…E製造業、　…G情報通信業…（データセンターは情報通信業）

４－３．業種転換について（業種転換の要件を満たす例）

【例１】の賃貸業の場合、要件を満たす考え方は以下のとおりです。

要件を満たす考え方

要件		要件を満たす考え方
【2-2】 製品等の 新規性要件	①過去に製造等した実績がないこと	過去に**貸切ペンション経営を営んだことがなければ**、要件を満たす。
	②製造等に用いる主要な設備を変更すること	ペンションを改築するため、**新たに建物改修等が必要であり、その費用がかかる**場合には、要件を満たす。
	③競合他社の多くが既に製造等している製品等ではないこと	レンタカー事業を営んでいる**競合他社の多く**が、**貸切ペンション経営を行っていない**ことを説明することで、要件を満たす。
	④定量的に性能又は効能が異なること	貸切ペンション経営とレンタカー事業では、提供する**サービスが異なり、定量的に性能又は効能を比較することが難しい**ことを示すことで要件を満たす。
【2-4】 市場の 新規性要件	①既存製品等と新製品等の代替性が低いこと	レンタカー事業と貸切ペンション経営は、**関係性が薄いサービス**であり、新たに貸切ペンション経営を始めたことで、レンタカー事業の需要が代替され、売上高が減少するといった影響が見込まれない（むしろ相乗効果により増加する）と考えられることを説明することで、要件を満たす。
	②既存製品等と新製品等の顧客層が異なること	例えば、レンタカー事業と一体的に貸切ペンション事業を提供することで、**日帰り客向けから宿泊客向け**にターゲットを切り替えることを説明することが考えられる。
【4-1】 売上高 構成比要件	③3～5年間の事業計画期間終了後、新たな製品の属する業種が、売上高構成比の最も高い事業となる計画を策定すること	「レンタカー」（不動産業、物品賃貸業）と「ペンション経営」（宿泊業，飲食サービス業）は、**日本標準産業分類の大分類ベースで異なる分類**がなされている。従って、3年間の事業計画期間終了時点において、**ペンション経営を含む業種の売上構成比が最も高くなる計画を策定**していれば、要件を満たすこととなる。

４－４．業種転換について（業種転換の要件を満たす例）

【例２】の製造業の場合、要件を満たす考え方は以下のとおりです。

要件を満たす考え方

要件		要件を満たす考え方
【2-2】 製品等の 新規性要件	①過去に製造等した実績がないこと	過去に**データセンター事業を営んだことがなければ**、要件を満たす。
	②製造等に用いる主要な設備を変更すること	データセンターを建設するため、**新たにデータサーバーの購入等が必要であり、その費用がかかる**場合には、要件を満たす。
	③競合他社の多くが既に製造等している製品等ではないこと	同種の生産用機械を製造している**競合他社の多くが**、**データセンター事業を行っていない**ことを説明することで、要件を満たす。
	④定量的に性能又は効能が異なること	生産用機械とデータセンターは、異なる製品（サービス）であり、**定量的に**性能又は効能（強度や軽さ等）を**比較することが難しい**ことを示すことで要件を満たす。
【2-4】 市場の 新規性要件	①既存製品等と新製品等の代替性が低いこと	生産用機械の製造とデータセンター事業は、**関係性が薄いサービス**であり、新たにデータセンター事業を始めたことで、生産用機械の需要が代替され、売上高が減少するといった影響が見込まれないと考えられることを説明することで、要件を満たす。
	②既存製品等と新製品等の顧客層が異なること	例えば、**製造業の川上事業者**から、**クラウドサービスを利用する個人顧客**に変わること等を説明することが考えられる。
【4-1】 売上高 構成比要件	③3～5年間の事業計画期間終了後、新たな製品の属する業種が、売上高構成比の最も高い事業となる計画を策定すること	「生産性機械製造」（製造業）と「データセンター事業」（情報通信業）は、**日本標準産業分類の大分類ベースで異なる分類**がなされている。従って、5年間の事業計画期間終了時点において、**データセンター事業を含む業種の売上構成比が最も高くなる計画を策定**していれば、要件を満たすこととなる。

５－１．業態転換について（定義）

- 「業態転換」とは製品等の製造方法等を相当程度変更することを指します。
- 「業態転換」に該当するためには、「製造方法等の新規性要件」、「製品の新規性要件」（製造方法の変更の場合）又は「設備撤去等又はデジタル活用要件」（提供方法の変更の場合）、「売上高10%要件」の3つを全てを満たす（＝事業計画において示す）必要があります。

業態転換の定義

製品等の製造方法等を相当程度変更すること

業態転換に該当するためには（事業計画で示す事項）

① 業態転換に該当するためには、製品等の製造方法等が新規性を有するものである必要があります。
【製造方法等の新規性要件】
具体的な要件は、5-2及び5-3を参照してください。

② 新たな方法で製造される製品が新規性を有するものである必要があります（製品の製造方法を変更する場合に限ります）。**【製品の新規性要件】**
これは、新分野展開における【製品等の新規性要件】と同義です。具体的な要件は、2-2及び2-3を参照してください。
【注】②の要件は、製造業の分野で事業再構築を行う場合に限って必要となります。

③ 既存の設備の撤去や既存の店舗の縮小等を伴うもの又は非対面化、無人化・省人化、自動化、最適化等に資するデジタル技術の活用を伴うもの（単に汎用性のあるデジタル機器やソフトの利用ではなく、これらを新たな提供方法のために事業に応じてカスタマイズする、改良するなどの工夫（※１）が必要）である必要があります。（※２）（商品又はサービスの提供方法を変更する場合に限ります）。**【設備撤去等又はデジタル活用要件】**

（※１）例えば、単にタブレット端末を利用するだけでは要件を満たさず、新たな提供方法のために事業に応じて、必要なデータベースを整備し、在庫管理等に用いるなどカスタマイズすることが必要です。
（※２）上記要件は申請するための最低条件です。先進的なデジタル技術（例えばAI・IoT技術等）を活用する計画を策定することで、審査においてより高い評価を受けることができる場合があります。

【注】③の要件は、製造業以外の分野で事業再構築を行う場合に限って必要となります。

④ これらを通じて、3～5年間の事業計画期間終了後、新たな製品等の製造方法等による売上高が、総売上高の10%（※）以上を占める計画を策定することが必要です。**【売上高10%要件】**

（※）10%は申請するための最低条件です。新たな製品の売上高がより大きな割合となる計画を策定することで、審査においてより高い評価を受けることができる場合があります。

５－２．製造方法等の新規性要件について（定義）

製造方法等の新規性を満たすためには、①過去に同じ方法で製造等していた実績がないこと、②主要な設備を変更すること、③競合他社の多くが既に製品等を製造等するのに用いている製造方法等ではないこと、④定量的に性能又は効能が異なることの4つをすべて満たす（＝事業計画において示す）必要があります。

製造方法等の新規性要件を満たすためには

①過去に同じ方法で製造等していた**実績がないこと**

過去に製造等していた方法と同じ方法で製品等を製造等することは、事業再構築によって、新たな方法で製品等を製造等しているとはいえません。過去に実績がない方法で製品等を製造等することにチャレンジすることが必要になります。

②新たな製造方法等に用いる**主要な設備を変更**すること

既存の設備でも製造等可能な方法で、製品等を製造等することは、事業再構築によって、新たな方法で製品等を製造等しているとはいえません。主要な設備を変更することが新たな方法で製品等を製造等するのに必要であることが要件となります。

③**競合他社**の多くが既に製品等を製造等するのに用いている製造方法等ではないこと

競合他社の多くが、既に行っている製造方法等と同じ方法で、製品等を新たに製造等することは容易であると考えられるため、申請に際しては、競合他社の動向を調査し、新たな製造方法が、競合他社の多くにおいて、行われている方法ではないことを示すことが必要となります。

④**定量的に性能又は効能が異なる**こと（製造方法等の性能や効能が定量的に**計測できる場合**に限る。）

性能や効能の違いを定量的に説明することで、新たな製造方法等が有効であることを示す必要があります。

（例：既存の製造方法と比べ、新たな製造方法の方が、生産効率、燃費効率等がX%向上する等）

→ 製造方法等の新規性要件を満たすためには、これら**4つをすべて満たす（＝事業計画において示す）**ことが必要です。

【注】「新規性」とは、事業再構築に取り組む中小企業等自身にとっての新規性であり、世の中における新規性（日本初・世界初）ではありません。

５－３．製造方法等の新規性要件について（要件を満たさない場合）

製造方法等の新規性要件を満たさない場合として、以下のようなものが考えられます。

製造方法等の新規性要件を満たさない場合

①「過去に同じ方法で製造等していた実績がないこと」を満たさない場合

- 過去に製品等を製造等していた方法により、改めて製品等を製造等する場合は要件を満たしません。
 （例）衣料品販売店を経営する企業が、既に行っているネット販売事業を拡大する場合。

②「新たな製造方法等に用いる主要な設備を変更すること」を満たさない場合

- 既存の製造方法等に必要な主な設備が新たな製造方法等に必要な主な設備と変わらない場合は要件を満たしません。
 （例）衣料品販売店が、新たな設備投資を伴わず、プラットフォームサービスとして提供されているECサイトを用いて販売網を拡大する場合。

③「競合他社の多くが既に製品等を製造等するのに用いている製造方法等ではないこと」を満たさない場合

- 競合他社の多くが、既に製品等を製造等するのに用いている製造方法等である場合は要件を満たしません。
 （例）新たに専用機械を導入して製造方法を変更しようとしたが、既に競合他社の多くが、同種の製造方法により、製品を製造している場合。

④「定量的に性能又は効能が異なること」を満たさない場合（製造方法等の性能や効能が定量的に計測できる場合に限る。）

- 既存の製品等と新製品等の性能に有意な性能の差が認められない場合は要件を満たしません。
 （例）工場の無人化を図るためにデジタル技術を導入する計画を立てたが、従来と比べて生産性の向上が何ら見込まれない場合。

５－４．その他の業態転換の非該当例

その他の業態転換の要件を満たさない場合として、以下のようなものが考えられます。

その他の業態転換の要件を満たさない場合

【製品の新規性要件】を満たさない場合（製造方法の変更の場合に限る）

- 「２－３．製品等の新規性要件について（要件を満たさない場合）」を参照してください。

【設備撤去等又はデジタル活用要件】を満たさない場合（提供方法の変更の場合に限る）

- 「既存設備の撤去や既存店舗の縮小等を伴うものではない場合」又は「デジタル技術を活用した非対面化、無人化・省人化、自動化、最適化等に資するものでない場合」には要件を満たしません。

※単に汎用性のあるデジタル機器やソフトを利用する場合には要件を満たさず、例えば効率化のためにこれらを事業の内容に合わせてカスタマイズ・改良する、専用品を導入するなどの工夫が必要となります。
具体的には、例えば、衣服店が、ECサイトでの販売を始めるにあたって、電子タグを用いた在庫管理の最適化を行うような取組みが考えられます。

（例）飲食店が、例えば、設備の撤去も最適化のための在庫管理・シフト管理等を行うデジタル技術の活用もなく、単にテイクアウト販売を新たに始める場合。

その他の場合

- 上記の他、「製品等の既存の製造方法等により、単に製造量等を増大させる場合」や、「製品等の既存の製造方法等に容易な改変を加えた方法で、製品等を製造等する場合」、「製品等の既存の製造方法等を単に組み合わせた方法で、製品等を製造等する場合」にも要件を満たしません。

（例）衣料品販売店を3店舗経営する企業が、新たに同様の販売店をもう1店舗開店する場合。
（例）衣料品販売店を経営する企業が、既に行っているネット販売事業でポイント制度を導入する場合。
（例）衣料品販売店を経営する企業が、既に別々に行っているネット販売事業とサブスク事業を組み合わせ、ネット・サブスク事業とする場合。

５－５．業態転換について（業態転換の要件を満たす例）

例えば、以下のような場合には、要件を満たすことから、業態転換に該当します。

業態転換の要件を満たす例

【例１】サービス業の場合

ヨガ教室を経営していたところ、コロナの影響で顧客が激減し、売上げが低迷していることを受け、サービスの提供方法を変更すべく、店舗での営業を縮小し、**オンライン専用のヨガ教室を新たに開始**し、オンライン専用のヨガ教室の売上高が、3年間の事業計画期間終了後、**総売上高の10%以上**を占める計画を策定している場合。

【例２】製造業の場合

健康器具を製造している製造業者が、コロナの感染リスクを抑えつつ、生産性を向上させることを目的として、**AI・IoT技術などのデジタル技術を活用**して、**製造プロセスの省人化**を進めるとともに、削減が見込まれるコストを投じて**より付加価値の高い健康器具を製造**し、新たな製造方法による売上高が、5年間の事業計画期間終了後、**総売上高の10%以上**を占める計画を策定している場合。

５－６．業態転換について（業態転換の要件を満たす例）

【例１】のサービス業の場合、要件を満たす考え方は以下のとおりです。

要件を満たす考え方

要件		要件を満たす考え方
【5-2】 製造方法等の新規性要件	①過去に同じ方法で製造等していた実績がないこと	過去に**オンライン専用のヨガ教室を営んだ実績がない**場合には、要件を満たす。
	②新たな製造方法等に用いる主要な設備を変更すること	オンライン専用のヨガ教室を開始するために、**新たに配信機材等を導入する必要があり、その費用がかかる**場合には、要件を満たす。
	③競合他社の多くが既に製品等を製造等するのに用いている製造方法等ではないこと	ヨガ教室を営んでいる**競合他社の多くが**、**オンライン専用のヨガ教室サービスを提供していない**ことを示すことで要件を満たす。
	④定量的に性能又は効能が異なること	新たに導入した提供方法により、**1回当たりの提供コスト等、生産効率がどの程度改善しているか等を示す**ことで要件を満たす。
【2-2】 製品の新規性要件	①過去に製造した実績がないこと	製造方法の変更ではないため、**製品の新規性要件は不要**。
	②主要な設備を変更すること	
	③競合他社の多くが既に製造等している製品等ではないこと	
	④定量的に性能又は効能が異なること	
【5-1】 設備撤去等又はデジタル活用要件	③既存設備の撤去や既存店舗の縮小等を伴うもの又はデジタル技術を活用した非対面化、無人化・省人化、自動化、最適化等に資するものであること	店舗の営業を縮小するに際して、**既存設備を撤去**すること又は非対面化や無人化・省人化を図るために、受付、レッスンの受講や個別指導、パーソナルデータの管理を一貫して行う**システムを活用**することを示すことで要件を満たす。
【5-1】 売上高構成比要件	④3～5年間の事業計画期間終了後、新たな製造方法等による売上高が、総売上高の10%以上を占める計画を策定すること	3年間の事業計画期間終了時点において、**オンライン専用のヨガ教室の売上高が、総売上高の10%以上となる計画を策定**していることで要件を満たす。

５－７．業態転換について（業態転換の要件を満たす例）

【例２】の製造業の場合、要件を満たす考え方は以下のとおりです。

要件を満たす考え方

要件		要件を満たす考え方
【5-2】 製造方法等の新規性要件	①過去に同じ方法で製造等していた実績がないこと	過去に、**今回導入しようとしているAI・IoT技術などのデジタル技術を活用した省人化による方法で、製品を製造した実績がない**場合には、要件を満たす。
	②新たな製造方法等に用いる主要な設備を変更すること	省人化のために、**AI・IoT技術などのデジタル技術に関する専用の設備が新たに必要であり、当該設備を導入する**場合には、要件を満たす。
	③競合他社の多くが既に製品等を製造等するのに用いている製造方法等ではないこと	同種の健康器具を製造している**競合他社の多く**が、**同種の製造方法によって、製品を製造していない**ことを示すことで要件を満たす。
	④定量的に性能又は効能が異なること	新たに導入した製造方法により、**1個当たりの製造コスト等、生産効率がどの程度改善しているか等を示す**ことで要件を満たす。
【2-2】 製品の新規性要件	①過去に製造した実績がないこと	新たに製造する健康器具が、**これまでに製造した健康器具と同じ健康器具ではなければ**、要件を満たす。
	②主要な設備を変更すること	新たな健康器具を製造するために、**既存プロセスのコストを抑えるため、省人化に関するAI・IoT技術などのデジタル技術に関する専用の設備が新たに必要であり、当該設備を導入する**場合は要件を満たす。
	③競合他社の多くが既に製造等している製品等ではないこと	同種の健康器具を製造している**競合他社の多くが**、事業再構築を通じて新たに製造しようとしている健康器具と**同種の製品を製造していない**ことを説明することで、要件を満たす。
	④定量的に性能又は効能が異なること	**新たに製造する健康器具と既存の健康器具との性能（健康効果等）の違いを説明**することで要件を満たす。
【5-1】 設備撤去等又はデジタル活用要件	③既存設備の撤去や既存店舗の縮小等を伴うもの又はデジタル技術を活用した非対面化、無人化・省人化、自動化、最適化等に資するものであること	提供方法の変更ではないため、**設備撤去等又はデジタル活用要件は不要**。
【5-1】 売上高構成比要件	④3～5年間の事業計画期間終了後、新たな製造方法等による売上高が、総売上高の10%以上を占める計画を策定すること	5年間の事業計画期間終了時点において、**新たな製造方法で製造した新たな健康器具が、総売上高の10%以上となる計画を策定**していることで予定を満たす。

６－１．事業再編について

- 「事業再編」とは会社法上の組織再編行為等を行い、新たな事業形態のもとに、新分野展開、事業転換、業種転換又は業態転換のいずれかを行うことを指します。
- 「事業再編」に該当するためには、組織再編要件、その他の事業再構築要件の2つをどちらも満たす（＝事業計画において示す）必要があります。

事業再編の定義

会社法上の組織再編行為（合併、会社分割、株式交換、株式移転、事業譲渡）等を行い、新たな事業形態のもとに、新分野展開、事業転換、業種転換又は業態転換のいずれかを行うこと

事業再編に該当するためには（事業計画で示す事項）

①事業再編に該当するためには、会社法上の組織再編行為（※１）等を行う必要があります。
【組織再編要件】

（※１）合併、会社分割、株式交換、株式移転又は事業譲渡を指します。

②事業再編に該当するためには、その他の事業再構築のいずれかの類型（※２）の要件を満たす必要があります。**【その他の事業再構築要件】**

（※２）新分野展開、事業転換、業種転換又は業態転換を指します。

6－2．組織再編要件について

組織再編要件とは、「合併」、「会社分割」、「株式交換」、「株式移転」又は「事業譲渡」等を指し、それぞれの場合の事業再構築の該当性の判断は以下のとおりです。

組織再編行為等	概要	事業再構築を行う会社	事業再構築の該当性の判断	
			組織再編行為等を行う前の範囲	組織再編行為等を行った後の範囲
合併（吸収合併）	合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併後存続する会社に承継させるもの	合併後存続する会社	吸収合併後存続する会社と吸収合併後消滅する会社の合計	吸収合併後存続する会社
合併（新設合併）	合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併により設立する会社に承継させるもの	合併後新設される会社	吸収合併後消滅する会社の合計	吸収合併後新設される会社
会社分割（吸収分割）	その事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割後他の会社に承継させること	事業を引き継ぐ会社	事業を引き渡す会社の該当事業と事業を引き継ぐ会社の合計	事業を引き継ぐ会社
		事業を引き渡す会社	事業を引き渡す会社から引き渡す事業を除いたもの	事業を引き渡す会社
会社分割（新設分割）	その事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割により設立する会社に承継させること	新設される会社	事業を引き渡す会社の該当する事業	新設される会社
		事業を引き渡す会社	事業を引き渡す会社から引き渡す事業を除いたもの	事業を引き渡す会社
株式交換	発行済株式の全部を他の会社に取得させること	親会社	親会社	親会社
		子会社	子会社	子会社
株式移転	発行済株式の全部を新たに設立する会社に取得させること	親会社	親会社	親会社
		子会社	子会社	子会社
事業譲渡	事業の全部又は重要な一部を譲渡すること等	事業譲渡先の会社	事業譲渡元の会社の譲渡する事業と事業譲渡先の会社の合計	事業譲渡先の会社
		事業譲渡元の会社	事業譲渡元の会社の譲渡する事業を除いた事業	事業譲渡元の会社

7．事業再構築の類型のまとめ

事業再構築の各類型に必要となる要件をまとめると、以下のとおりです。

事業再構築の類型	必要となる要件	参照ページ
新分野展開	①製品等の新規性要件、②市場の新規性要件、③売上高10%要件	P3
事業転換	①製品等の新規性要件、②市場の新規性要件、③売上高構成比要件	P11
業種転換	①製品等の新規性要件、②市場の新規性要件、③売上高構成比要件	P15
業態転換	①製造方法等の新規性要件、②製品の新規性要件（※1）、③設備撤去等又はデジタル活用要件（※2）、④売上高10%要件	P19
事業再編	①組織再編要件、②その他の事業再構築要件	P26

要件名	概要	参照ページ
製品（等）の新規性要件	①過去に製造等した実績がないこと、②製造等に用いる主要な設備を変更すること、③競合他社の多くが既に製造等している製品等ではないこと、④定量的に性能又は効能が異なること（※3）の４つすべてを満たすこと	P4~5
市場の新規性要件	①既存製品等と新製品等の代替性が低いこと、②既存製品等と新製品等の顧客層が異なること（任意要件）	P6~7
売上高10%要件	新たな製品等の（又は製造方法等の）売上高が総売上高の10%以上となること	P3、P19
売上高構成比要件	新たな製品等の属する事業（又は業種）が売上高構成比の最も高い事業（又は業種）となること	P11、P15
製造方法等の新規性要件	①過去に同じ方法で製造等していた実績がないこと、②新たな製造方法等に用いる主要な設備を変更すること、③競合他社の多くが既に製品等を製造等するのに用いている製造方法等ではないこと、④定量的に性能又は効能が異なること（※4）の４つすべてを満たすこと	P20、P21
設備撤去等又はデジタル活用要件	既存の設備の撤去や既存の店舗の縮小等を伴うもの又は非対面化、無人化・省人化、自動化、最適化等に資するデジタル技術の活用を伴うものであること	P19
組織再編要件	「合併」、「会社分割」、「株式交換」、「株式移転」、「事業譲渡」等を行うこと	P27
その他の事業再構築要件	「新分野展開」、「事業転換」、「業種転換」又は「業態転換」のいずれかを行うこと	各類型

（※１）製造業の分野で事業再構築を行う場合に限って必要
（※２）製造業以外の分野で事業再構築を行う場合に限って必要
（※３，４）製品等の性能や効能が定量的に計測できる場合に限って必要

８．中小企業卒業枠について

中小企業卒業枠は、事業再構築を通じて、資本金又は従業員を増やし、事業計画期間内に中小企業等から中堅企業・大企業等へ成長する中小企業等を支援するための特別枠で、申請に当たっては、通常枠の要件に加え、①組織再編要件、②新規設備投資要件、③グローバル展開要件のうち、いずれかの要件を満たす（＝事業計画において示す）必要があります。

中小企業卒業枠の定義

事業再構築により、事業計画期間終了までに中堅企業・大企業等（※）に成長することを目指す中小企業等を対象とした特別枠

（※）中小企業等以外の企業等を指します。詳細は公募要領を参照してください。

中小企業卒業枠の考え方

通常枠の要件に加えて、次のいずれかの要件を満たし、中堅企業・大企業等に成長する計画を策定することが必要です。

①事業再編

会社法上の組織再編行為（合併、会社分割、株式交換、株式移転、事業譲渡）等を行うことをいいます。

【組織再編要件】

これは、事業再編における【組織再編要件】と同義です。具体的な要件は、6-2を参照してください。

②新規設備投資

新たな施設、設備、装置又はプログラムに対する投資であって、中小企業卒業枠による補助金額の上乗せ分の2/3以上の金額を要するものをいいます。**【設備投資要件】**

③グローバル展開

グローバル展開を果たすための事業に取り組むことをいいます。**【グローバル展開要件】**

具体的な要件は、8-2を参照してください。

８－２．グローバル展開要件について（定義）

グローバル展開要件は、①海外直接投資、②海外市場開拓、③インバウンド市場開拓、④海外事業者との共同事業のいずれかの要件を満たすことを事業計画において示すことが必要です。

グローバル展開の定義

①海外直接投資

- 補助金額の50%以上を外国における支店その他の営業所又は海外子会社等（当該中小企業等の出資に係る外国法人等であって、その発行済株式の半数以上又は出資価格の総額の50%以上を当該中小企業等が所有しているものをいう。）の事業活動に対する費用に充てることで、国内及び海外における事業を一体的に強化すること。
- 応募申請時に、海外子会社等の事業概要・財務諸表・株主構成が分かる資料を提出すること。

②海外市場開拓

- 中小企業等が海外における需要の開拓を行うものであって、事業計画期間終了までに本事業の海外売上高比率が50%以上となることが見込まれること。
- 応募申請時に、具体的な想定顧客が分かる海外市場調査報告書を提出すること。

③インバウンド市場開拓

- 中小企業等が日本国内における外国人観光旅客の需要の開拓を行うものであって、事業計画期間終了までに本事業に係る製品又は商品若しくはサービスの提供先の50%以上が外国人観光旅客の需要に係るものとなることが見込まれること。
- 応募申請時に、具体的な想定顧客が分かるインバウンド市場調査報告書を提出すること。

④海外事業者との共同事業

- 中小企業等が外国法人等と行う設備投資を伴う共同研究又は共同事業開発であって、その成果物の権利の全部又は一部が当該中小企業者等に帰属すること（外国法人又は外国人の経費は、補助対象外）。
- 応募申請時に、共同研究契約書又は業務提携契約書（日本語訳。検討中の案を含む）を追加すること。

（中堅企業グローバルV字回復枠における【グローバル展開要件】の場合、「中小企業等」は「中堅企業等」と読み替えることとします）

９．中堅企業グローバルV字回復枠について

中堅企業グローバルV字回復枠は、事業再構築を通じて、コロナの影響で大きく減少した売上をV字回復させる中堅企業等を支援するための特別枠で、申請に当たっては、通常枠の要件に加えて、グローバル展開要件を満たすことを事業計画において示すことが必要です。

中堅企業グローバルV字回復枠の定義

新型コロナウイルス感染症によりその事業に大きな影響を受けているが、事業再構築により、事業計画期間終了までにグローバル展開により事業の大幅な回復を目指す中堅企業等（※）を対象とした特別枠

（※）以下にあてはまる法人を指します。詳細は公募要領を参照してください。
・中小企業基本法に定める中小企業者に該当しないこと
・資本金の額又は出資の総額が10億円の未満の法人であること。
・資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、従業員数（常勤）が2,000人以下であること。

中堅企業グローバルV字回復枠の考え方

①通常枠の要件に加えて、グローバル展開を果たすための事業に取り組むことが必要です。
【グローバル展開要件】
これは、中小企業卒業枠における【グローバル展開要件】と同義です。
具体的な要件は、8-2を参照してください。

１０．留意事項

- 本資料に掲載している事業再構築の要件は、申請に当たっての最低条件です。採択されるためには、これらを踏まえた上で、合理的で説得力のある事業計画を策定することが必要です。

- また、本資料は、あくまで事業再構築指針の「手引き」です。実際の事業再構築補助金の申請に際して、事業計画を策定するに当たっては、必ず、「事業再構築指針」も確認した上で、これに基づいた事業計画を策定することとしてください。

- 本資料に掲載している事例は、各要件ごとに分かりやすいと考えられるものを掲載しており、経産省が推奨する事例ではない点について留意してください。

- したがって、本資料の例と同じ事業再構築の計画を策定した場合でも、審査等によって不採択となる可能性は十分にありますので注意して下さい。

- また、事業再構築補助金の概要については、2月15日に以下の資料を公表しておりますので合わせて参照してください。
 https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_saikoutiku/pdf/summary.pdf?0216

- よくあるご質問については、以下にQ&Aを掲載しています。
 https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_saikoutiku/qa.html

- 下記のWeb質問フォームで質問できます。個別にお返事はできませんが、よくあるご質問について、Q&Aを作成・公表いたします。
 https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/keieisien02/saikouchiku

- 今後、公募が開始されましたら、事務局にコールセンターを開設する予定です。

１１．（参考）日本標準産業分類とは

- 日本標準産業分類とは、「モノやサービスを生産又は提供するところ」を経済活動別に分類するためのものとして、総務省が本来は統計結果を表示するために定めている分類（統計基準）ですが、本指針においてはこの分類を利用しているものです。
- 大分類、中分類、小分類、細分類の４つのレベルに分かれており、事業再構築指針では、この分類を基に、新分野展開、事業転換、業種転換の定義や該当要件を定めています。

産業分類区分の例

※日本標準産業分類の詳細は、「総務省ホームページ　日本標準産業分類（外部サイトリンク）」をご参照ください。
総務省ホームページ　日本標準産業分類（外部サイトへリンク）

大分類	中分類	小分類	細分類
A農業、林業	09 食料品製造業	…	2451アルミニウム・同合金プレス製品製造業
…	…	241ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業	2452金属プレス製品製造業（アルミニウム・同合金を除く）
E製造業	16 化学工業	…	2453粉末や金製品製造業
…	…	244建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業を含む）	
G情報通信業	20 なめし革・同製品・毛皮製造業	245金属素形材製品製造業	
…	…	246金属被覆・彫刻業、熱処理業（ほうろう鉄器を除く）	
I卸売業、小売業	24 金属製品製造業	…	
…	…	248ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業	
M宿泊業、飲食サービス業	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	…	
…	…		

細分類
2461金属製品塗装業
2462溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
2463金属彫刻業
…